

議案第 25 号

三朝町情報公開・個人情報保護審査会設置条例の設定について

次のとおり三朝町情報公開・個人情報保護審査会設置条例を設定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 18 年 3 月 7 日

三朝町長 吉田 秀光

平成 18 年 3 月 22 日原案可決

三朝町議会議長 牧田武文

三朝町条例第 号

三朝町情報公開・個人情報保護審査会設置条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、三朝町情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

(設置)

第 2 条 次に掲げる条例の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、三朝町情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(1) 三朝町情報公開条例(平成 11 年条例第 15 号)第 16 条第 2 項

(2) 三朝町個人情報保護条例(平成 12 年条例第 30 号)第 29 条

2. 審査会は、前項に定めるもののほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用と改善に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審査会は、委員 5 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、情報公開及び個人情報保護に関して識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

2. 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3. 委員は、再任されることができる。

4. 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5. 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第5条 審査会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を統括し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(審査会の調査権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関の職員その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴くこと、又は諮問実施機関に対し、公文書若しくは保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

3 諮問実施機関は、審査会から前2項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第9条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第10条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧)

第11条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
(調査審議手続の非公開)

第 12 条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第 13 条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(補則)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に附則第 7 項の規定による改正前の三朝町個人情報保護条例(以下「旧個人情報保護条例」という。)第 31 条第 2 項の規定により委嘱された三朝町個人情報保護審査会の委員である者は、この条例の施行の日に、第 4 条第 1 項の規定により三朝町情報公開・個人情報保護審査会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第 2 項の規定にかかわらず、同日における旧個人情報保護条例第 31 条第 2 項の規定により委嘱された三朝町個人情報保護審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の日に第 4 条第 1 項の規定により委嘱された委員の任期は、同条第 2 項の規定にかかわらず、前項の規定により三朝町情報公開・個人情報保護審査会の委員として委嘱されたものとみなされる者の任期と同一の期間とする。

4 この条例の施行の際現に旧個人情報保護条例第 31 条第 1 項の規定により設置された三朝町個人情報保護審査会の会長又は副会長である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、第 5 条第 1 項の規定により会長又は副会長として定められたものとみなす。

5 この条例の施行前に三朝町情報公開審査会又は三朝町個人情報保護審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは三朝町情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について三朝町情報公開審査会又は三朝町個人情報保護審査会がした調査審議の手続は三朝町情報公開・個人情報保護審査会がした調査審議の手続とみなす。

(三朝町情報公開条例の一部改正)

6 三朝町情報公開条例(平成 11 年条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この項において「移動項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この項において「移動後項等」という。)が存在しない場合には、当該移動項等(以下この項において「削除項等」という。)を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等(以下この項において「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示並びに削除項等を除く。

以下この項において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(開示請求に対する決定等)</p> <p>第 12 条 実施機関は、<u>第 6 条</u>の規定による開示請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して 15 日以内に、当該請求に係る公文書の開示をするかどうかを決定しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>第 13 条～第 15 条 略</p> <p>第 3 章 救済手続</p> <p>(不服申立て等)</p> <p>第 16 条 この条例による実施機関の処分又は不作為について不服のある者は、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)に基づく不服申立てをすることができる。</p> <p>2 実施機関は、前項の不服申立てがあった場合において、<u>次に掲げる場合を除き、速やかに三朝町情報公開・個人情報保護審査会に諮問(議会にあっては、意見聴取)し、その答申等を尊重して、当該不服申立てに対する決定をしなければならない。</u></p> <p>(1) <u>不服申立てが不適法であることを理由として却下するとき。</u></p> <p>(2) <u>決定で、不服申立に係る開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示するとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されていときを</u></p>	<p>(開示請求に対する決定等)</p> <p>第 12 条 実施機関は、<u>前条</u>の規定による開示請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して 15 日以内に、当該請求に係る公文書の開示をするかどうかを決定しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>第 13 条～第 15 条 略</p> <p>第 3 章 救済手続<u>及び救済機関</u></p> <p>(不服申立て等)</p> <p>第 16 条 この条例による実施機関の処分又は不作為について不服のある者は、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)に基づく不服申立てをすることができる。</p> <p>2 実施機関は、前項の不服申立てがあった場合において、<u>当該不服申立てが不適法であることを理由として却下するときを除き、速やかに三朝町情報公開審査会に諮問(議会にあっては、意見聴取)し、その答申等を尊重して、当該不服申立てに対する決定をしなければならない。</u></p>

除く。

第 17 条 略

第 18 条 削除

第 17 条 略

(情報公開審査会)

第 18 条 第 16 条の不服申立て等について
審査するため、三朝町情報公開審査会
(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、学識経験を有する者のうち
から町長が委嘱する委員 5 人以内をもつ
て組織する。

3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
ただし、委員が欠けた場合の後任の
委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審査会は、必要があると認めるときは、
関係者又は参考人に対し出席を求め、そ
の説明若しくは意見を聴くことができ
る。

5 審査会は、第 1 項の審査を行うほか、
この条例による情報公開制度の運営に
関する重要な事項について審議し、実施
機関に建議することができる。

6 審査会の会議は原則として非公開とす
る。ただし、審査会が特に必要と認め
るときは、公開とすることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし
てはならない。その職を退いた後も同様
とする。

8 前各項に定めるもののほか、審査会の
組織及び運営に関して必要な事項は町
長が定める。

(三朝町個人情報保護条例の一部改正)

7 三朝町個人情報保護条例(平成 12 年条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この項において「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除項を除く。以下この項において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を

当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(個人情報の収集の方法及び制限)</p> <p>第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明らかにするとともに、適法かつ公正な手段により、当該目的の達成のために必要な範囲内で行われなければならない。</p> <p>2 前項の規定による個人情報の収集は、当該個人情報に係る本人(以下この項及び次条第1項において「本人」という。)から行われなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が<u>三朝町情報公開・個人情報保護審査会</u>(以下「審査会」という。)の意見を聴いて、公益上の必要その他相当な理由があると認めるとき。</p> <p>3 略</p> <p>第8条～第30条 略</p> <p>第31条 <u>削除</u></p>	<p>(個人情報の収集の方法及び制限)</p> <p>第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明らかにするとともに、適法かつ公正な手段により、当該目的の達成のために必要な範囲内で行われなければならない。</p> <p>2 前項の規定による個人情報の収集は、当該個人情報に係る本人(以下この項及び次条第1項において「本人」という。)から行われなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が<u>三朝町個人情報保護審査会</u>(以下「審査会」という。)の意見を聴いて、公益上の必要その他相当な理由があると認めるとき。</p> <p>3 略</p> <p>第8条～第30条 略</p> <p>(自己情報保護審査会)</p> <p>第31条 <u>第29条の不服申立て等について審査するため、三朝町個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。</u></p> <p>2 <u>審査会は、学識経験を有する者のうちから町長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。</u></p> <p>3 <u>委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>4 <u>審査会は、必要があると認めるときは、関係者又は参考人に対し出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。</u></p>

- 5 審査会は、第 1 項の審査を行うほか、この条例による個人情報保護制度の運営に関する重要な事項について審議し、実施機関に建議することができる。
- 6 審査会の会議は原則として非公開とする。ただし、審査会が特に認めるときは、公開とすることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関して必要な事項は町長が別に定める。